（印鑑の証明の請求）

第二十二条　印鑑の証明の申請書には、請求の目的として、被証明事項を記載し、証明を請求する印鑑を特定しなければならない。この場合においては、第九条第二項及び第九条の四第二項の規定を準用する。

２　［略］

（申請書の処理等）

第二十九条　登記官が第十八条の申請書を受け取つたときは、申請書に受付の年月日を記載した上、受付の順序に従つて相当の処分をしなければならない。

（印鑑の証明）

第三十二条の二　登記官は、印鑑の証明書を作成するときは、請求に係る印鑑及び被証明事項を記載した書面に証明文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならない。

（証明する登記事項）

第三十三条の五　法第十二条の二第三項の法務省令で定める登記事項は、被証明事項（出生の年月日、支配人である旨及び資格を除く。）とする。ただし、商号使用者にあつては、商号、営業所及び氏名とする。

（電子証明書による証明の請求）

第三十三条の六　法第十二条の二第一項及び第三項の規定による証明（以下「電子証明書による証明」という。）を請求するには、申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代理人が記名しなければならない。

一　被証明事項（商号使用者にあつては、商号、営業所、氏名、出生の年月日及び商号使用者である旨）

［二～六　略］

［３～８　略］

（電子証明書の使用の廃止の届出）

第三十三条の十　［略］

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、届出人又はその代理人が記名しなければならない。

［一～四　略］

［３～５　略］

（印鑑の証明の請求）

第二十二条　印鑑の証明の申請書には、請求の目的として、印鑑届出事項を記載し、証明を請求する印鑑を特定しなければならない。この場合においては、第九条第二項及び第九条の四第二項の規定を準用する。

２　［同上］

（申請書の処理等）

第二十九条　登記官が第十八条の申請書を受け取つたときは、申請書に受附の年月日を記載した上、受附の順序に従つて相当の処分をしなければならない。

（印鑑の証明）

第三十二条の二　登記官は、印鑑の証明書を作成するときは、請求に係る印鑑及び印鑑届出事項を記載した書面に証明文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならない。

（証明する登記事項）

第三十三条の五　法第十二条の二第三項の法務省令で定める登記事項は、印鑑届出事項（出生の年月日、支配人である旨及び資格を除く。）とする。ただし、商号使用者にあつては、商号、営業所及び氏名とする。

（電子証明書による証明の請求）

第三十三条の六　法第十二条の二第一項及び第三項の規定による証明（以下この章において「電子証明書による証明」という。）を請求するには、申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代理人が記名押印しなければならない。

一　印鑑届出事項（商号使用者にあつては、商号、営業所、氏名、出生の年月日及び商号使用者である旨）

［二～六　同上］

［３～８　同上］

（電子証明書の使用の廃止の届出）

第三十三条の十　［同上］

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、届出人又はその代理人が記名押印しなければならない。

［一～四　同上］

［３～５　同上］